

ITERに関する4極会合の結果について

平成10年10月23日
核融合開発室

1. 日 時 平成10年10月20日（火）、21日（水）

2. 場 所 パシフィコ横浜 会議センター

3. 出席者

（日本）	今村 努	科学技術庁長官官房審議官
	吉川 允二	日本原子力研究所理事長※
（米国）	デービス	エネルギー省エネルギー研究局核融合部長
（EU）	フィンツイ	欧州委員会第12総局核融合部長
（ロシア）	ベリコフ	ロシア研究センター長※※
	ソコロフ	原子力省原子力科学局長

（注）※：共同議長、※※：議長

4. 結果概要

- （1）米国が、来年7月までは貢献を下げても工学設計活動に参加するものの、その後の参加については、困難であることを確認した。
- （2）日本、EU及びロシアは、3極でも工学設計活動を継続する意向を有することを確認した。
- （3）そのため、3極は工学設計活動協定を延長するための手続きを開始し、本年12月までに完了することを確認した。
- （4）3年間の延長期間においては、当初予定通り低コスト・オプション（建設コストを約50%に低減化）に関する設計を完了することとし、共同中央チーム所長より、タスク量の見直しにより、1極あたりの負担を増やすことなく3年間で設計を完了することが可能であることを確認した。
- （5）共同中央チーム所長に対し、1極あたりの負担を増やすことのない間延長期間における具体的な作業計画の策定を要請し、次回会合において、所長の提案に基づき、同作業計画を承認することを確認した。なお、作業計画案については、本年11月の第1週までに、各極に送付されることとなった。

(6) 今後の体制については、共同中央チーム所長（EU）、ITER理事会議長・共同議長（日、ロ）及び運営諮問委員会議長（日）は現行のままとし、技術諮問委員会議長は、米国から日本に変更することとした。また、サンディエゴサイトの閉鎖に伴い、所長オフィスをガルヒンクサイトに、首席副所長を那珂サイトに配置することとなった。

(7) ITERの建設に向け、必要な検討を次回会合で行うことを確認した。

(8) 次回会合は、来年2月又は3月、EU域内で開催される予定。

5. 今後の予定

我が国の今後の対応については、本会合の結果を踏まえ、核融合会議において、検討頂く予定。（今月29日開催予定）

6. その他

米国より、リチャードソン・エネルギー省長官の合意文書にいう核融合科学における新たな協力について、考え方の説明があり、各極に対し、検討の要請が行われた。
（参考）

核融合科学における新たな協力に関する米国の説明

- プログラム責任者の書簡交換により、法的な拘束力を持たない形で協力関係を構築。
- この協力には、核融合エネルギー科学と核融合エネルギー実証の2つの分野があり、参加極はいずれかまたは両方に参加できる。
- 協力の対象には、国際機関の下での既存の取り決め等が含まれる。

①核融合エネルギー科学

I E Aの下での既存の枠組み	新たな枠組み（米国未提案）
・ ステラレーター ・ 材料科学 ・ A S D E X ・ テキサトール ・ 逆磁場ピンチ ・ 大型トカマク運転	・ 慣性核融合 ・ 将来の核融合開発方針の議論 ・ 研究協力の促進 (JET、JT-60、LHD、KSTAR) ・ 燃焼プラズマ物理実験のための 低コスト・アプローチ

②核融合エネルギー実証

ITER/EDA協定

- プログラム責任者は、以下の事項のために少なくとも年1回会合を持つ。
 - ・ 核融合プログラムの進捗状況をレビューすること。
 - ・ 共同研究の場の有効性を評価すること。
 - ・ 協力促進のための方策を検討すること。